

発注基準の主な改正内容について

(令和 8 年 6 月)

1 建設工事等

(1) 路面塗装工事（区画線設置工事）に係る発注基準の見直し

市内業者の受注機会を増やすため、発注金額別の住所要件について、以下のとおり見直しを行う。

発注金額 (設計金額)	住所 要件		発注金額 (設計金額)	住所 要件
500 万円以上	県内本店又は県内 受任者		※金額区分を 削除する	市内
500 万円未満	市内			

(2) 上下水道局の運用基準（土木一式工事）の見直しについて

水道管工事について、「口径により求める条件」及び「給水装置工事において求める条件」の施工実績について見直しを行う。

(3) その他

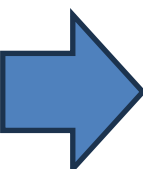
発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

(1) 補償コンサルタント業務における配置技術者要件の見直し

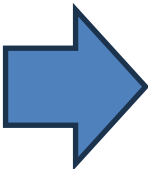
配置技術者の要件として求めている「補償業務管理士」について、その注書の内容を改定する。（第 3 条第 1 号イの内の「イ」に限定しない）

【補償コンサルタント業務】

改正前		改正後
注) 1 「補償業務管理士には、補償コンサルタント登録規定第 3 条第 1 号イに規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（＝補償管理者）を含む。」		注) 1 「補償業務管理士には、補償コンサルタント登録規定第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（＝補償管理者）を含む。」

(2) 橋梁点検業務の配置技術者要件の変更

点検従事者資格要件を変更する。

改正前		改正後
点検従事者		点検従事者
「三重県橋梁点検技術者講習会」を受講し、受講証明書の交付を受けた者		下記のいずれかの者 ・「三重県橋梁点検技術者講習会」を受講し、受講証明書の交付を受けた者 ・国土交通省登録資格の内、次に該当するもの 施設分野：橋梁（鋼橋またはコンクリート橋） 業務：点検または診断 ・技術士（建設部門鋼構造及びコンクリート）

(3) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。